

織豊両氏の都市支配

永島 福太郎

【要約】 わが都市は多分に農村的要素をもつ。その統一的把握はむづかしい。封建政権においては、その支配をついてのためには、農村的要素との分離をはかるものである。封建支配権力が、人工都市として建設した城下町においては、その分離が比較的可能だったが、これも在郷町の転用であつたり、城下町も農業的要素を持たざるを得なかつたばあいが多し、たえずそのすう勢が加わるから、統一的把握はむづかしい。住民の自治的共同体として成立した「惣」においても、都市ではかなりその構造に複雑さがあつたはずである。しかし、そこに共通な意識と目的とを抽出して「惣」町を形成した。そのあたり「惣」の本質が見られよう。

都市が封建支配権力の照射をあびたとき、その「惣」の支配権力への対応のしかたは、いちように反撥であつたらうか。「惣」の性格がそこにもあらわれよう。もとより封建支配権力は、「惣」の封建的支配下における活動をはかるものである。そこに「惣」の封建化が進むし、この観点においては純化がある。それは都市の純化とともに進むことは容易に理解されよう。

都市の純化については、都市史料の欠如のためにその見とおししか得られない。しかもその純化には、いはば自然的進展もあつたことは明かである。封建支配権力、なかんずく織豊政権の都市純化についても、その前代の経過が明かにならぬので、明確を欠くおそれもある。ときに過大視も生じよう。ともかく、これらの難点をふまえて、封建都市の劃期としての織豊時代の都市を見よう。

一 信長の都市支配

あつたことを示すものである。

織田信長が入京に成功したさい、足利義昭から分国授与の恩賞を
辞退し、近江の大江・草津および和泉の堺に代官を置くことを請う

たと伝えられるが、都市を確保することが政權樹立のために要須で

この代官設置請願と前後して、摂津和泉に矢銭を賦課したり、本

願寺・堺・奈良・法隆寺等に錢貨を要求しているが、これも都市に
対する軍事費の課税である。奈良では制札銭、法隆寺では防築銭と

号して賦課したのだが、家(屋)銭と呼ばれた例も見える。堺で

も家銭といった。とすれば、矢銭というのも家銭であろうという豊田武氏の説に従うべきだし、摂津和泉の矢銭は家銭であつて、とくに摂津などには都市が多くなつていだから狙われたものということができる。本願寺の富裕なことはいうまでもないが、これには石山寺内町があるし、天王寺・住吉などにも勢力を及ぼしていたからであらう。奈良では町中のみならず、院家僧坊にも賦課されたから、あえて東大寺・興福寺に働きかける必要はなかつた。これに反し、法隆寺が対象となつているが、これは奈良・堺の中継都市として栄えた龍田を門前町としていた。しかも法隆寺ではこの家銭の上納には、堺で米穀を売却しているほどで、堺の商圈に属していたことも知られる。

ともかく家銭の賦課は、軍事費の徴収ではあつたが、信長の都市支配の意欲を示すものであるし、これによつて都市領主や都市の忠誠度をはかることができた。信長におけると同様、大小名が都市を握ることはその勢力増大に役立つから、信長は敵大小名を都市から断ち切らうとしたものでもあつた。このことは、奈良に拠つた松永久秀の処遇などでも明かにされる。久秀に大和を与えてこれを平定せしめたが、奈良では社寺の領主的地位をいぜん認めたから、久秀には奈良代官の地位が与えられたに過ぎない。信長は公家勢力の一環をなす社寺との摩擦はさげたが、奈良町へは直接支配を及ぼそう

とした。また信長の部将を援軍ということで差しそえ、いはば督戦隊的のものとした。とくに堺・奈良・京都の三大都市を握ることで畿内覇権を獲得した久秀にとつて、堺・京都を失ない、最後の頼みとする奈良の絶対的支配を行なうことができぬとすれば、その前途は暗いものだつた。信長は社寺の支配権はむしろ温存し、町民には直接威圧を加えるのである。いちめん久秀と奈良中との連なりを断つものといつてよい。

信長の都市支配は威圧に始まつている。これは農村に対しても同様だが、都市への強権発動は、その財源を失なうことになるし、さらに社会的影響も考慮してこれを避けたのである。堺の家銭拒否というような反抗があつても、これの攻略を始めは避けた。すでに今井宗久らの都市貴族ともいふべき有力者が歎を通じたのだから、この宗久を利用して堺の軟化は時の問題と感じたことでもあらう。もちろん堺が三好三人衆をたすけ、その蜂起に助力するに至つては、遂に攻略を決意した。しかしそれでも急に兵を動かさなかつたことには注目する要がある。とくに堺の政情の複雑さを窺取していたことといわねばならない。

堺の都市自治は発達し、町民の「惣」が支配権力を排撃していたことも事実である。しかしその支配権力は絶無というのではなく、京都の幕府領という既定事実を承認していたものであるし、管領細

川氏の代官的支配には服した。しかし細川氏の勢力衰退により、自衛を講じたものであるし、武力支配の排除さえも見えた。ここに都市貴族の発生があつたが、この都市貴族は同族団の組織を持つて家業を推進した。あるいは武力をも有したが、それは自衛のためであり、市政を牛耳るという方向はとらなかつた。むしろ中央・地方への商圏の拡大を期していたのである。その富力武力による市政壟断などは、自らの存在を危くすることを知つていたためである。そこにいわゆる堺の平和環境が生まれたものである。「惣」はたしかに有力町人の組織体だが、都市貴族がこれを支配するに至つたとは簡単にはいえない。しかも都市貴族が大をなしたのは、その軍需産業にたずさわつたことからであつて、この点では武家と迎合するものであつた。むしろ「惣」とは遊離する存在となつた。生活では市民として「惣」に属するが、いちめんこれを超克した存在であつた。近代的市民生活の状にあつたと思われる。「惣」はこの矛盾を内包しながらも、周辺の武家支配権力の弱体に幸いされて、発展をつづけたものである。あるいは「惣」の性格がここに示されるかもしれない。なお港湾交通都市・門前町および城下町とそれぞれその性格があるが、これが港町堺の特質であつた。しかし、信長のような新勢力の出現にはその矛盾をばくろした。今井宗久らはいち早くこれを迎えたが、同列の都市貴族のうちにも、まして惣町は本願寺や三

好三人衆らの旧勢力を過信し、信長に従わなかつた。この惣町の中心人物は能登屋・ベニ屋といわれるが、能登屋は野遠屋であつて、古くから見える。この惣中の分析はなおできていない。今井宗久の信長通好には、宗久が近江の出身であり、なおその一族が郷里に在つた関係からも信長の実力を正しく観破したともいえるし、堺においては新興勢力だつたのかも知れない。また憶測すれば、松永久秀が堺代官であつた関係もあるし、久秀が三好三人衆と対立し、窮地に陥つていたので信長に帰順したのと関連し、宗久も信長に参じたのかも知れぬ。ともかく堺の反抗として称されているが、その内応も萌していたのであり、そこに堺の宿命があつた。信長はこの宗久の縁から堺の切崩しにかかつたわけだし、他で戦果をあげて威力を示せば、堺の従属は必至と見たに相違ない。

(神書略)
一 兩日巳前致婦津候、御気色以外御座候而迷惑仕候、
雖然兩庄之儀、有様之趣依申上、無御別条被聞召分、庄代并面々被御覽相済致婦津候、誠都鄙外聞実儀難有忝存候、早々其表へ参可申入処、兩庄并爰元者共召連参度之由申候、又々路次之儀も不合期故、旁致延引候、一兩日中ニ参可御意候、先以山田申上候、
恐惶謹言、

十月廿七日

昨夢齋

宗久(花押)

明十兵様

参人々御中

(今井文書)

この宗久書状は、豊田氏に随伴して今井家文書採訪にさいして新たに見出したものである。花押はあるが宗久の控である。しかし自筆である。この書状は永禄十一年、あるいは元亀元年のいずれに取るか確信はないが、後者をとるべきであろう。堺五カ庄（關郡）の代官職が宗久に与えられた永禄十二年以後であろうし、堺が屈服して浪人などを召し置かざる旨を誓つた後のことである。堺がそれでも反信長の氣配を示していることがこの書状でも分るが、それには反信長の本願寺やこれに連る三好三人衆と氣脈を通じていたためである。しかし、すでに信長の勢威は堺に及んでいたことも示される。本願寺に好を通じていた天王寺屋宗及も信長に參するに至つたし、ここに至つて松井友閑が堺政所として下向するのである。

信長は宗久を起用して、三好氏が支配していた關郡を支配させたのだし、その塩座なども与えたほか、但馬生野銀山の經營に当らせようとしたことは注目される。今井とくに關郡の代官に起用したこと、その財力はもちろんだが、都市が近郊農村を従屬せしめていた關係からともいえよう。なお都市の發達は市域の發展のかたちにもなるが、むしろ都市は農村の集落が町化したものであつたから、農業的要素を多分に含んでいた。南莊と北莊とは差もある。しかも、都市は町の複合体であるが、都市連合も見られた。天王寺と住吉などの關係である。これらと堺など、あと一歩發展すれば、一体

化へ進む可能性もあつた。その中間にあたる關郡五カ庄などは、農村とはいえ、堺の一部を形成する感があり、従屬農村というより以上のものがあつた。ここに宗久が代官となることも恰好のものであつた。もとより堺の都市貴族などは武士的性格を具えていたが、前代とくらべて多分に町人化している。

堺で宗久を政所にあてず、信長がその家臣松井友閑を派したことは、これも宗久らの目付役としたまでであり、文治的官僚としての起用であつた。武断派はこれを避けたものと思われる。

都市にはいちおう帰服することを要求し、いたずらに彈圧は加えないという方針を信長はとつた。威圧を試みたわけである。その政權下にあつて忠誠を示せば、旧來の商工業的活動はむしろ助長したし、都市貴族の利用をもはかつたものである。在郷町の城下町化をはかつたりするなどし、さかんに發生してくる在郷町に対して、その芽生えを摘みとるようなことはしなかつた。いわば都市の勃興を助長した感がある。

信長政權がなお戦時政權であつたことにもよるが、都市から旧勢力の一番をはかつていない。いわば旧勢力との妥協利用という方針であり、わずかにその支配権力の浸透をはかつたというに過ぎない。都市の封建化の進展などは遅々たるものであつた。過渡的戦時政權に終つたためである。有名な大和における指出徴取も、その指出徴

取の効果を待たのみで終わり、その対策も殆し得ずに終わつたことも同軌である。社寺領の奈良の接収もしていない。

註 本節の史料は大日本史料第十編、参考論説は豊田武「封建都市」「堺」、原田伴彦「日本封建都市の研究」による。

二 秀吉の都市支配

信長は永祿十二年に摂津尼崎を焼掠したし、元龜四年には京都上京を焼いた。この上京焼掠後、直ちに地子の免許をなし、家屋新築中は人足を免除するとして市民の還住を勧めていた京都古町覚書。下京は

地子の免許はしないが、新儀諸役の停止を令した下京文書。これらから

いつて、上京の地子免除もしばらくして停止されたと思われる。天正八年正月、木下秀吉も播磨三木の焼掠後、「当町に於打越者ハ諸役あるへからさる事」「先年之通地子取まじき事」と令して町民の還住をはかつた三本町古町覚書。信長の例にならつたものであるし、その命

をうけたものといつてよい。地子諸役免許が信長の都市政策として示されるが、戦国大名においてすでに見られたところであるし、中世都市においても、天災等のばあい、一定の年限を以て地子免許があつたし、家屋新築にあつては諸役免除の例が多い。無年号ではあるが、元龜三年（一五七二）と推定できる大乗院文書に、

制札 当門跡御領内鶴郷御再興付提旨事

一寺門諸公事儀從壬申年十ヶ年間被免許畢、但二季之高山之八講井雨乞義可致其沙汰事

とあるのはその一例である。農村における開墾のばあいにならつたものである。地子諸役免許は、こののちながく領主の都市政策として承継されたが、もちろん領主が与える恩典であつて、随時的のものである。政権の交代によつて無効となるし、随時に停止もあつた。

信長の後継者であつた秀吉の都市政策も信長と始めはほとんど変りはない。しかし、ほぼ天正十五年から同十八年にかけて、若干の变化があつた。その戦時政権の安定政権化が進んだことに関連するといえよう。例えば秀吉は信長時代以上に重用した堺衆の今井宗久や津田宗及らを疎んじ出した。宗久の關郡五カ庄代官職は變りはなかつたが、その側近者としての地位には变化があるし、その息の宗薫に家督させたらしい。これは津田宗及にしても同様であつて、宗及自筆茶会記が天正十六年を以て終わつているのも、それ以後の茶会記が紛失したとも考えられないから、その身上の変化と見るべきである。このころ、秀吉は堺衆の小西立佐を政所に起用している。信長以来の政所松井友閑は天正十四年六月に私曲によつて罷免されている。それに代つたものか否か分らない。堺衆を政所に起用したのは始めてのことだし、立佐はなお秀吉の財政奉行に出世するものである。ところでこの小西氏は、むしろ宗久・宗及など以上に古い

堺の都市貴族であつた。この立佐の子が小西行長といわれるが、立佐が宗久・宗及をさしおいて重用されるに至つたことは注目される。豊田武。秀吉は今井宗久・津田宗及を用いたが、兩人は早く信長に用いられていたので、秀吉にはそれらの旧歴が一種の圧迫感となつ

たろうし、天正十三年の根来一揆の堺侵入などに対する処置に嫌たらぬところがあつたのだろう。まして兩人が老境に達し、茶技が世に称される反面、商人としての果斷さなどが失われたのではあるまいか。これに対して小西立佐は同年配ではあるが、早く備前の宇喜多氏に結んで中国地方に進出し、秀吉の中国征伐には秀吉の軍に参じ、いわばその譜代の臣となつた。そして財政官僚として用いられていたものである。その財政通たることで堺の政所に起用されたものと見たい。すでに堺は武断的制圧をこうむつて封建都市化を進め、大阪の繁榮も期せられるに至つたので、町人財政家としての立佐を起用し、文治的に堺の新把握を期したものであろう。

京都に対しては、明智光秀が洛中の地子免許をしている。信長が上京の地子免許を行なつたが、下京へは及ばなかつたし、上京も復興とともに免許は停止されたらう。この地子免許というのはどこへも地子を出さないということだから、旧領主からは没収するか補償をせねばならない。明智光秀の地子免許によつてこれを失なつた四座雑色に対しては、秀吉は西院村八七石を替りとして与えている

京都古町覚書。雑色は犬神人らの転化で祇園および京の町中の地子（一部の

ものである）を得分としていたらしい。この雑色は賤民頭として下級警察的存在となるのだが、ここに支配権力の末端に編入されたものといふことができる。この替地の宛行についての年代は分らないが、洛中の地子免許と関連するものと思われる。秀吉の洛中の地子免許は京都古町覚書には天正十九年九月があげられる。この前々年の十二月には、所司代前田玄以の地子収納の不正が惣町から暴かされているから多聞院日記、光秀の地子免許は秀吉には継承されなかつたのであろう。この十九年の地子免許については、多聞院日記の十二年廿八日の条に、秀吉が末代に名をのこる事業として「屋地子人夫以下諸公事商売悉以免除了」と見えている。これは京都に対してであるが、大阪や大和郡山も地子免許はされている。大和郡山は秀吉の弟秀長の城下町であり、十九年正月に秀長が死去し、その養子秀保がその跡をついだが、それは少年であつて、ほぼ秀吉の直轄地といふべきものであつた。その八月廿三日に町中の地子免許がなされた豊田武。大阪もこのころであらう。この地子免許は、いちめんその支配確立を意味する。この十九年に京都・大阪などに地子免許が行われたことには、まさしく叙上の秀吉政権の転機ということが考えられよう。秀吉が関白を秀次に譲つたのもこの年である。ここにその記念の恩典と感した輩もあつた多聞院日記。

このとき奈良に対しては地子免許はない多聞院。わずかに徳政令を

発布したが、これには故秀長の奈良町中に貸付けた金銀も棄破され

るという善政であった。八月廿五日付の秀吉の朱印状が多賀文書に

見える。この徳政はなお奈良の金商人に苦しめられた町民を救うた

めに執られたものである。金商人らは金札を発行していたし、金銀

の吹替えを行なつて利得を貪つていたようであり、この徳政発布後

にその九人が逮捕されておる。この金商人の逮捕に勢いを得た町人

は、奈良代官中坊井上源五の非曲を秀吉に直訴した。また堺衆から

奈良金商人を訴えたので、翌廿年には京都・大阪・堺にも出ていた

奈良金商人もすべて逮捕されるし、奈良に秀吉から奉行が派遣され、

井上源五も金商人もすべて京都に護送されるという大事件となつた。

奈良代官井上源五は秀長の入国とともに任命されたものであつた。

中世において奈良市中の検断権を興福寺の衆徒が握つており、その

衆徒の沙汰衆として中坊・竹坊・水坊があつたが、このうち中坊が衆

徒の棟梁筒井氏と結んで勢威を張つた。松永久秀の奈良在城當時は

やや衰えたが、筒井順慶がこれに代つたので再び勢力を持つた。天

正十二年、順慶の死後、その嗣子の定次はこれを改めようとしたが、

翌年には秀長が入国してしまい、改めて秀長がその家臣の井上源五

を榊井町の中坊屋敷に入れて奈良代官としたものである。衆徒の検

断権行使に出発した職だが、衆徒の武士化とともに市中の支配権が

加わつたし、久秀・順慶時代にはいつそう進み、秀長の入国にさい

する社寺領の減滅があつたので、その直轄地が増えるし、代官の行

政権も拡充した。興福寺が奈良町に賦課していた地口・棟別・袈裟

錢・高山八講錢までも豊臣氏が徵発してしまつたというから、奈良

町は一部の境内郷を除いてその領有に帰してしまつたらしい多聞院。

したがつて奈良町の直轄地化が進んだわけであり、この奈良代官は

徳川幕府では奈良奉行となるのである。

井上源五は奈良代官としてかなり苛政を実施したらしい。これは

郡山城下町振興策を執る秀長の旨を体したものと見える。しかし豊

臣氏としては、いつたん威庄に服すれば、その後は優遇もするとい

う恩威並び行なうというものであつた。奈良に対する弾圧も、社寺

の手から商工業を奪うためだつたし、むしろ社寺の衰退から自立し

てしまつた商工業者を把握しようとしたものと考えられる。この井

上源五は豊臣権力を背景としてかなり私曲を行なつたし、とくに秀

長の死後は甚だしかつたと思われる。さきあげたように金商人と

結託した感があるし、町民から十二カ条の私曲を上訴されるに至つ

たのである。この十三カ条の上訴文はかつて紹介した。

井上源五を上訴した奈良町民は「奈良物中」の名を用いている。

この奈良物中は、「金商之者にては無御座候、平之町人又者藏方之

者にて御座候」といい、町人又は藏方の者で構成されていたことが

知れる。蔵方の者は蔵元であり、秀長の蔵元として蔵米の売却等に当るものであつた。蔵元の成立していたことなどその支配権力の浸透を見ることがができる。なお金商人たちは一兩年は禁獄されたが、断首等のことはなく許されたし、井上源五も釈明ができてその職を免ぜられることもなかつた。この金商人たちから金融をうけていた大小名もあつたらしく、つていした断罪もなかつたようである。

当代の貨幣経済発展の波にのつて、金融業者が増大し、しかも通貨発行などして経済攪擾行為に及んだので、その増長を戒めたと見てよい。支配組織からの逸脱を糾弾されたものである。ここで町民たちの願望もいちおう達したわけだが、その究極の目的であつた「奈良町之事、京大坂なみに諸事被仰付被下」れんことは聞届けられず、地子免許も得られなかつた。しかも奈良町には榷本制がしかれた。

これは十二町一カ月頭役と定め、この十二町を親町とし、惣町組織の強化をはかつたものである。戸中 湯録 郡山に天正十九年にしかれたが、これにならつて奈良にも施行されたものである。文書 存遺稿 市政の自治的運営をはかつたとはいえるが、これも支配組織の強化のためにこれを与えたものに過ぎない。惣町に対する支配の強化であつた。このうち文禄四年に大和検地があるが、奈良町もこれを実施された。ここで改めて社寺支配町と直轄町とを定め、直轄町では社寺公人の屋地子を免許したほかは、社寺の領有権は全く否定した。すでに再三

にわたる弾圧と支配権力の浸透があつたから、抵抗は全くなかつた。しかし、この検地に至るまで、奈良の旧領主たる社寺の若干の権利が残存していたということは、織豊兩氏が旧勢力との摩擦をさせてこれと妥協していたとも考えられるが、むしろ土地所有の近世化が進んでいたため、その権利の没収などあえて強行する必要はなかつたのであろう。もちろん文禄検地でも奈良町の地子免許はない。

註 本節については拙稿「豊臣秀吉の都市政策一斑」（史学雑誌 五九之四）参看。そこに奈良惣町の上訴の全文も掲げた。

三 奈良町の検地

奈良町は、奈良領のうち興福寺東大寺兩寺領および一乗院大乘院兩門跡領の諸郷があつたが、諸郷の町化とともに惣町が成立した。^①住民の自立にともなつたもので、これは地主権の獲得にあつた。中世において、大乘院尋尊の筆に成る「大乘院門跡領目録」には、大乘院が門跡領郷の在家を所有していたことが示される。その諸郷領有は在家支配のかたちであつた。門跡領郷以外では地主権を持つものであつた。同様に寺僧社人も地主権は持つし、住民もこれを持つた。ここへ武士が入ってくるが、それらは地主権を持つたものもあるが、主として領主権の一部の代行をなすかたちで、侵害をなしたものである。この領主権力に対応して、地主権を持つ住民たちの

「惣中」が成立した。領主の社寺はその領郷の在家から公事(諸役)を徴したが、住民の地主権確立にともない、屋地子をも徴した。この屋地子は年貢化するし、武士の入部によつてこれが武士の手に移つた。このばあい、社寺はその領郷における在家の所有を主張して免課をはかつたので、その地主権は確保できたし、武士の承認を得れば、領主権の発動である公事の催徴もできた。

天正八年に織田信長が大和一国の指出を徴した(檢地)とき、例えば興福寺では一八、二〇九石余を指出しするが、その領主権の対象である公事をもこれを計上している。^⑤すなわち國中寺門段錢段米・國中棟別並地口・奈良中棟別同地口・両市座錢・高山八講・唯識講・同御願米・佐保田庄段錢を掲げた。なお領内知行分一カ所として、田地のほか島屋敷一五四カ所および山一カ所としているのは、國中散在の莊園と奈良町の居屋敷の地主権を有したものをさす。田地は莊園に多かつたらうし、居屋敷は奈良町中に多かつたらう。このほか、春日社領および門跡を除いた諸院諸坊領の分を興福寺領として提出している。大乗院門跡では、九五〇石の指出のうち、奈良領において惣田數四町余と居屋敷五町五歩(あわせて一〇六石余)とをあげたほか、御屋敷として島および屋敷を八二カ所あげている^{大乗院家知行帳}。前者は奈良在郷分だし、後者は町中であり、東大寺領内にも及んでいる。これらは興福寺領の領内知行分というのに対応するもので、

地主権を所有したものであらう。ところで実体をいえば、興福寺のいう國中段錢段米・棟別地口錢などは毎年徴納することは不可能だし、奈良中棟別地口錢としても同様である。ここに興福寺の衰退があつたといえる。これに対し、奈良の地下中は「三千石八百石也」と指出をしている。この三千石に対して八百石の注記は疑問だが、町方八百石と解すべきであらうか。^⑥奈良町の自立を見ることができ、この指出に対する信長の処置はない。このことは、大乗院がなお小五月錢を徴していたことでも知れよう^{成實堂文庫}。

天正十三年九月、豊臣秀長の入国によつて大和は再び指出を徴せられた。興福寺では二五、六九三石余、大乗院では一、七四七石余の指出を提出した。このうち興福寺の指出は秀長の納るところとならず、一萬石が直ちに剥減されたし、翌十四年に指出の再徴となつた。この指出には、秀吉の社寺政策が窺宥となつたのを見た寺僧らの奸謀と見るほかはない。なお寺領等の問題は、秀吉との交渉が主で、秀長はその介在者というに過ぎない。この指出には彈圧が加えられ、一萬石の剥減のほか、同十五年には寺領は八千石とされてしまつた。これには信長のときの指出が一萬八千石であり、秀長入国のさいは二萬五千石とした。ところで秀長は一萬石を剥減した一萬五千石が至当と考えたようである。すでに天正十三、四両年は、二萬五千石を徴納したと見なすと、七千石ずつを余分にとつたわけになる。だが

ら天正十三年分は免除するとして、天正十四年分の七千石を一万五千石から引いた八千石を天正十五年分とするし、これを将来の寺領とするというものであつた。しかし八千石では興福寺の存立は不可能であることは秀長は知つていた。寺僧が非を悟れば増額を考へていたし、修理などは別途にこれを施工してやるというぐあいであつた。その優賞の時期を考へていたわけである。たまたま同十七年に秀長が病んださいの祈禱の賞として、翌十八年から七千石を返付し、都合一万五千石としたのである。秀長が当面者だが、すべて秀吉の意中に発したもので、すでに秀吉は信長時代の指出から興福寺領一万五千石と勘考していたものと思われし、彈圧のうへ、機会をとらえてこれを優免するという方針をとつたものである。大乘院領に對する処置は不詳である。一乘院領の経過もわからない。なお東大寺にも剥減があつたようだが詳しくは分らない。ところで文祿四年の檢地において興福寺領一五、〇三三石余、一乘院領一、四九九石余、大乘院領九五〇石余が宛行われるが、それは天正十九年に成立したものである。^①

奈良中に対しても、秀長は指出を徴した。一例として垂井郷の指出をあげる。

奈良垂井郷家屋敷地子指出之事

合四貫七百廿六文者

屋敷	家宅所	四百廿三文主 ^(義)	地主談儀田納所興福寺	興福寺	与四郎
	同宅所	此内廿三文	明屋院		
	一所屋敷	百五十文	地主談儀田納所興福寺	興福寺	(ヤ、)
	一所屋敷	四百廿三文	此内廿三文	ミヤウワウケン ^(納)	与四郎
	一所屋敷	百五十文	談義田四所興禪院		小六 ^{少六}
	一所屋敷	六百六十七文	春日社御神樂方		又五郎
	一所屋敷	五百八十七文	同春日社御神樂方		新九郎
	一所屋敷	三百卅二文	さつま屋		新九郎
	一所畠	貳百六十七文			新二郎 ^{ニヤ}
	一所屋敷	百四十文	西金堂下地		三郎次郎
	一所屋敷	參百文	談義田四所惣珠院		弥三郎
	一所屋敷	貳百五十文	今御門文円方		四郎
	一所屋敷	參百文	木津屋		助四郎
	一所屋敷	七十五文	西金堂下地		弥二郎
	此内二枚へ島也、				源二郎
	一所屋敷	但五十文	今辻子堂屋敷		源五郎
	一所屋敷	六百十五文	与九郎		源五郎
	合四貫七百廿六文以上				二部三郎
	天正十三乙酉				セウエン ^ハ

これは写本に収められたもので、書式にも若干の疑点がある。^②
 「さつまや新九郎」と「三郎次郎」の書式に相違があるか否かというような点である。この新九郎・新二郎は薩摩屋兄弟であることは

他に傍証がある。しかし、家（屋敷）と屋敷とが別個に登録されているのは誤写ではないらしい。ともかく、いかに社寺が地主権を持つていたかが分るし、地作一円は薩摩屋・紅屋・木津屋などの有力町人だけということが知れる。この三人は、茶会等にもしばしば出席している。（松屋 念記）ところでこの垂井郷でも、同年末に再度の指出を徴せられている。

本地子	二百五十文	助四郎
本地子	三百文	源五郎
本地子	百廿文	
本地子	二百五十文	二郎三郎
本地子	百文	是へ白也
本地子	九十文	
本地子	卅六文	二 郎
本地子	五百廿文	
本地子	二百八文	与九郎
本地子	武百六十七文	
本地子	百八文	三郎二郎
本地子	三百文	
本地子	百廿文	弥二郎
本地子	合四百廿文者	
本地子	合四貫六百四十四文者	
本地子	合老貫八百五十七文者	
本地子	惣合六貫五百老文者	
本地子	天正十三年乙丑十二月五日	
本地子	此表一粒もちかい無御座候、	
本地子		小六〇
本地子	合三百十文者	
本地子	合四百廿文者	
本地子	合三百五十五文者	
本地子	合百廿六文者	
本地子	合七百廿八文者	
本地子	合三百七十五文者	
本地子	合四百廿文者	
本地子	合三百廿一文者	
本地子	合四百六十二文者	
本地子	合百九十六文者	
本地子	合五百十八文者	
本地子		四 郎
本地子		新 九郎
本地子		又 五郎
本地子		小 六
本地子		与 四郎
本地子		新 九郎
本地子		新 二郎
本地子		弥 三郎
本地子		四 郎

助四郎〇

ここに地主の登録はない。屋敷の作人（居住者）に九月のそれと僅かの相違があるが大体は同じい。これらの登録に何筆かを一つにしたことが考えられるし、その正確を期したことや、指出の結果の修正などでこれだけの差が出てきたものだろう。地子に対して附加税的な屋敷口割を計上させたことは注目される。しかしここで地主の登録がなかつたことが考慮されるべき問題である。これについて私はこのばあい地主権は排除されたと見る。すなわち興福寺領に対する処罰的剥減に関連するものと考えたい。しかもそれは作人に与えられるかたちになつたものと思われる。口割については、そのため附加されたと解したいが、これはなお不明としておく。この地主権没収は、多聞院日記天正十九年十一月廿八日に秀長が「地口棟別ケサノ代高山ノ八講迄取之」と見えるように、興福寺の領主権の発動である公事を没収しているが、その上に奈良中における屋敷地主権は没収したと考える。但し奈良中と奈良領とは別個であろう。いうなれば、奈良町におけるもので、天正八年の指出に八百石と登録した屋敷のばあいであろう。したがつて、奈良町は地下惣支配のものだが、その及ばぬ奈良領における社寺の地主権は如何であろうか。これは明証を欠くが、このうち社支配町の成立があるから、なお存続と見たい。そこで町人の奈良町における地主権であるが、これも没収と

見たい。ともかく、この地主権没収については、社寺に対する処罰的意義もあるが、奈良町惣中の支配地にも及んだとすれば、豊臣政権は一人一作主義をその基本方針としたものであろう。しかし、地主権の全面的排除は、地主に他の補償を考えぬ限り、実行はできなかったのではあるまいか。このことは、各地においても、地主権の存否あるいは強弱があり、支配権力にその認否の相違があつたのではないかと考えさせられる。太閤検地においても、在地の動向によつて、地主も作職所有者として登録されたものがあろう。ともかく、奈良町においては、興福寺処罰と関連はするが、ここで封建支配のつていからはかられたわけである。ところで、この指出に署名した助四郎と小六とは月行事である。この町では年寄の存在はなかつたらしい。かりに年寄があるとすれば、薩摩屋・紅屋・木津屋などの有力町人がなつたであろうが、その事例は見えない。このことは、「惣」の性格を示しているようで、富商が必ずしも惣を支配するとは限らぬといえよう。しかし、やがては富商などは封建権力を背景として「惣」を支配することになる。なお奈良町に対する地子夫役の免除はない。次ぎの文書でも知れよう。

且請取申夫錢之事 たる井郷上

合九斗九升者 於角振堂納之印

但良九丸也

右御米なこや御陣夫老人別同前御中出分也、

文三年十二月十七日 月行事孫四郎上

且請取申 夫錢之事

(印判)

合六斗式升者 於角振堂納之、

右御米者、名護や御陣夫之内、ならへ御免之内、老人別日別御中

へ出分、請取申所如件、

文祿四^乙正月廿八日ニ上

たる井町月行事源右衛門上

その夫錢のうち、奈良惣中に免許されたものもあることが知れる。なお次ぎの文書は、奈良代官中坊井上源五に出した夫役である。

文祿貳^乙正月七日より同十七日迄出入八日、丹波^(稻原)かいばらへ中

坊之内平三郎殿御とも申候人足、此日別

合四百四十文但一日ニ五十五文出候、

巳十二月廿一日 月行事新^(糸懸)二郎

惣中^(右腕) 新衛門殿

又五郎 渡

この新右衛門は東城戸の絹屋新右衛門であり、のち惣年寄となる絹屋寿閑だし、又五郎は不明である。天正十九年に十二町の櫃木制がしかれた後のことであり、奈良惣中の封建的發展が知られる。

文祿検地は、もちろん奈良町中に実施された。文祿四年十月八日のことで、豊臣氏五奉行のいで郡山城主である増田長盛が検地奉行

であり、福西源次が下代であった。「奈良之内樽井御検地之帳」も見える。指出と比較のため略表を掲げて見よう

石盛の不結一および、計算違いが見える

夫門人郎 郎門郎 郎郎郎 郎次郎 七か門郎 郎郎郎 郎
 太右衛門 次九二 左衛七四五三三 二 衛三 五三二四四
 三又同 弥新 藤新又与甚助与与又か源二源 弥弥助又

	合	升	斗	石	畝
	3	0	5	1	2
	2	1	4	9	12.5
	4	0	9	6	24
	9	4	2	2	19
	4	9	1	1	29
	5	5	2	2	22
	6	5	2	2	23
	0	0	4	4	18
	0	0	4	4	19
	0	0	4	4	20
	5	2	4	4	26
	1	3	2	2	8.5
	0	0	1	1	15
	0	0	2	2	8
	8	1	6	7	7
	2	7	2	18	18
	9	8	8	8	16.5
	0	6	6	1	5.5
	0	2	8	1	1
	6	4	8	1	2.5
	2	6	8	1	2
	0	6	5	1	23

この検地の前月である九月に、樽井町の月行事は、「本地子一三

石二斗七升三合、内二斗四升会所」として検地役人の福西源次に注進している。恐らく地子帳も提出されたろう。この文祿検地で二石

の出目があつたわけである。ところでこの町では、もと郷と称していたのがそのころでは町というようになった。しかし、文祿検地帳には郷とも町ともない。文祿検地帳の類例は少ないが、慶長三年に文

祿検地帳を書写した餅飯殿町では、「屋地子之帳」とし、餅飯殿郷と見える天理國書。なお文祿当時には、郷という称も用いられていた

ことが知れる。したがつて奈良町においては、たとえ田畑があつたとしても、文禄検地ではこれを町として取扱つたものと思われる。

やがて慶長七・八年になると、町の名がもつばら使われた屋地子帳が見える。慶長七・八年に屋地子帳が見えるのは、奈良町が徳川氏直轄領となつたため、改めて屋地子帳を徴したものである。同七年に惣年寄制がしかれる。

ところで、奈良町というのは、社寺領の郷が自治的共同体化を進めたところに成立したのだが、しぜんそこに境域ができた。奈良町何郷という名を用いたのである。これを文禄検地ではそのまま認めたが、畠屋敷のみの郷では銀地子、田地を含む郷では銀地子と米地子とが並用されたものであろう。いまだそれぞれに町あるいは村の称を明確には与えなかつたと思われる。検地帳には町村の名を用いず、「奈良町何」としただけであらう。したがつて郷という称を用いた町すらあつたのであろう。もちろん、奈良惣町に入らない郷は村とした。これは秀長治下に種々の変遷があるが、詳細は不明である。天正十九年の檀本制施行のときは整つたものと思われる。いわば奈良惣町はここに再出発したものであろう。徳川政権となり、郡山城に大久保長安を大和代官として入れて直轄領の収拾をはかつたとき、奈良町は特別視してここに惣年寄制をしていた。このとき、すべて町名を用いるが、田地を含む町は地方町としたものであろう。

なお文禄検地で社寺領となつた郷は村とされたし、地方町は村の処遇であり、村と称したがその中で小さな町名は許されていた。慶長十八年には奈良町奉行が置かれ、この地方町も同じく支配した。しかも各町では田地を消滅してしまい、畠屋敷のみのものができたし、町内の各家において商工業に従うものは、奈良町方と同じく奈良町役を負担した。銀地子の家にも米地子の家にもこれがある。寛永十一年に奈良町の地子免許があるが、地方町では町役を負担するものだけに及んだ。奈良町の地子免許は四五〇石八斗六升一合といわれる。⑥ところで地方町ではこれを不満として上訴し、翌十二年に地子四五〇石六斗三升六合八斗を免許された。このとき、田地の多い町は村としたし、田地のないところは町に編入した。田地を切離した町において、その田地に町名に加えて地方と名をつけた。高天市町と高天市地方町とがこののち見られるといつたぐあいであり、地方町は年貢のかかる町である。⑥

文禄検地により、社寺にも改めて所領を与えた。春日社・興福寺や両門跡では天正十九年の一万五千石を以て、近郊の村々が宛てられた。もちろん境内地は除地とされたし、境内町的な村も与えられた。この境内町的な村は、地方町であり、奈良町の中の村であるし、その村は多くの町から成つていた。社寺支配の町であつた。なお社寺の家来職人の類は奈良町においても諸役を免許された。秀吉の朱

印免許状は見当らず、慶長七年の家康朱印状が始めである。春日押 社文書文禄の朱印を徳川政權はとうしゆうする例だが、これは家康に始まつたものだろう。このことは、有力な町寺の地子免許が同年に始まつたことと考えあわされる。

社寺勢力と絡みあつた奈良町に対する封建支配の完成は徳川幕府においてであるが、いちおう文禄検地で成立したものといつてよい。それも織豊政權の強力支配が及んで、天正十九年には成立していたものである。奈良惣中もこれに対応して封建都市化を進め、封建的「惣」組織がこれを調期として発展するのである。社寺莊園領主都市の変貌がこゝでなされる。しかしこののち、徳川政權の出現で完成を見ることになるのは、豊臣政權下においては、多分に町民の権力順応が見られるし、その収拾といふかたちで支配組織化が行われたためであろう。強力政權による権力浸透のかたちである。興福寺が豊臣氏に対する指出の非違で難詰されているとき、その一寺僧は「自滅之基」とか「各不法ノ指出仕段中々不及是非、自業自得果ノ処、武家ハ只仏也」とさえいっておる。多助記この支配権力に対する被支配者の意識が注目されよう。

- ① 拙稿「都市自治の限界」(社会経済史学一七之三) 参看。
- ② 指出の全文は、拙著「奈良文化の伝流」に所掲。唯識講とあるのは、前節の史料多聞院日記に袈裟銭とあるものだろう。
- ③ 多聞院日記。三千石はかなり多い。したがつて奈良領も含ま

れたもので、八百石を町と見る。寛永十一年の奈良町の地子免許が四五〇石、奈良地方町が同じく四五〇石だから、あわせて九〇〇石となるところからもうなづけよう。

④ 前掲「奈良文化の伝流」

⑤ 「庁中漫録」所収。これは奈良奉行所の与力玉井氏が享保ごろに奉行所公文書を写したものである。この町方文書によつて本節は主として語られる。

⑥ 「慶長参年 戊辰正月吉日」とあつて年紀の誤りはない。三年に書写された理由はわからないが、奈良代官井上源五が徴したのかも知れない。

⑦ 地方町の高とほぼ同じことは疑問となろう。この額は、諸書に示されるが、その史料の善本は管見しない。少額に過ぎはしないかと思われる。地方町の方は赦免帳が「庁中漫録」に見え、内訳明細ともにその記載が正しい。

⑧ 地方町については、拙稿「町方と地方」(国史学五七号) 参看。

四 寺内町の復興

織豊時代に城下町のほか郷町の発生も多かつた。生産交通の発達によるものであるし、代官給人等が要地に配置されたためである。豊臣氏にあつては、本願寺の再興も許されたので、その御坊による寺内町の復活すらあつた。しかもその寺内町は、復興というよりか、新生したというべきもので、現在われわれが寺内町の遺構として指

摘するものは、豊臣時代から江戸初期にかけて発達したものであることができる。それは本願寺御坊の境内町としてできたものである。このことは奈良の社寺支配町と等しい。しかし、寺内町として公認することは、かつて武家支配権力に反抗した歴史もあることゆえ、時代逆行の感がある。秀吉としてもこれを許したであろうか。

寺内町の発達についても、それぞれ個々の例を見ねばならないが、いま大和今井^①および和泉貝塚^②の例を見よう。今井では今井宗久の一族が迎えられて今井兵部卿の名跡をつぎ、貝塚では従来の上半斎了閑が御坊の発展をはかった。ともに秀吉からこれを認められたものである。今井貝塚ともに在郷町としての発達も著るしかつたし、貝塚は商港としても知られた。今井は信長に降服したので戦火は及ばなかつたが、貝塚は天正五年に焼掠されており、その復興である。

もとより両郷には御坊所持の家屋敷が多くあるし、家来被官の類も多い。田畑も多く所有した。したがつて坊主は武士化の要素があつた。しかし秀吉は、坊主が忠誠を誓つたのだし、その宗教界に踞踏することを期待してこれを認めたものと思われる。貝塚には天正十一年から十三年まで本願寺が移住しているが、その当時、秀吉は貝塚に諸役免許を行なつたものと見られる。このばあい、貝塚は本願寺の境内町となつたわけである。その本願寺の大坂天満移住後、上半斎が御坊をまもつたが、この年、豊臣秀長が大和に兼ねて和泉も

領したので、入国の指出しを徴し、貝塚御坊の領地もかなり多く勘落したようである。貝塚の諸役免許も停められたらしい。しかし上半斎は、私領は多く持つし、いわゆる庄屋的存在としてこれを免許地とすることに成功したものであろう。いわば代官となつたものである。豊臣氏においても、その坊主としての特性もあるので、これを利用したものができるといふことができる。豊臣氏では旧土豪的勢力を一掃するまでに至らなかつたことでも知れる。もとより貝塚は町場をなすので町年寄の称を用いている。しかも、御坊を中心とした「惣」町活動を行なうことができたので、寺内町と称していたものであろう。しかし上半斎には、豊臣政権の代官としての立ち場と本願寺坊主としての立ち場とがあつた。その上半斎の代官的存在において、貝塚の寺内町としての復興があつたわけであり、このかたちは文禄検地においても変りはない。もともと寺内町は門徒の町であり、坊主も同行であつた。ここに変質が見られる。このことは今井において郷民が信長に反抗したとき、今井兵部は今井におらず、郷民門徒の反抗であつたことと考えあわされる。ところで豊臣政権が衰退するし、戦雲が動いたことから上半斎は武士的領主として聳立をはかるし、寺内衆は御坊中心の惣町自治を考えており、上半斎個人の領主化は認めない。やがて慶長十五年にその衝突がおこるのである。時の徳川幕府でも上半斎支配としての地子免許を貝塚に与

えるが、これは社寺境内町としての存在を認めただものである。しかし惣町がかかる卜半斎の代官的支配の排除に進み、それが成功した時には、寺内町としての特性を失なうものであつた。豊臣政権下に寺内町復活の徴があつたのは、土豪的坊主の存在を豊臣氏が利用したものである。この点では、寺内町の復興があつたといえるが、中世の寺内町とは相似はあるが、同種のものではない。中世のように寺内衆の力でなく、坊人個人としての活動によるものであつた。

今井郷でも今井兵部卿が多く、田畑屋敷を持ち、家来被官を有して、庄屋的存在となつた。ここでは地子免許はない。しかし今井兵部卿所有の家屋敷は、御坊称念寺々地とともに免許地となつたと思われる。ところで文禄検地において今井郷は、惣高二七二石余に対して居屋敷は一三二石余に過ぎないので、今井村と称せられた。町年寄制をしいており、今井町という私称はあるが、公称は今井村とされた。ここでも寺内町の形成はあるが、貝塚のばあいと同様、武家支配下のそれである。しかし今井兵部卿は、たまたま堺の今井氏一族ということから、文禄年間には本家の名跡を継ぎ、秀吉の直臣として武士となり、武積兼帯の姿となつた。この今井町でも代官的存在となつたと思われる。しばらくして帰住するが、徳川幕府では今井村を直轄領とし、代官を派遣したので離伏した。しかし、今井兵部卿はその旧歴もあつたので、幕府閣老にも接近し、また紀州

家館入も許された。このような関係で今井寺内町支配は許されたものであろう。元和五年に今井村が郡山領となつたさい、今井兵部卿はその代官に復した。しかし寺内町としての一面を有した今井村も郷中並に取り扱われることとなつた。と同時に、惣町組織も確立し、寺内衆のうちから惣年寄が任命されるし、今井兵部卿の支配権の排除を進めた。寺内衆と兵部卿との対立が生ずるのは、兵部卿が坊主でありながら封建的代官化への反撥だつたらう。これをまた本願寺に訴えたので、兵部卿に対する本願寺の圧迫があつた。しかし寺内衆が惣年寄を押し立てて団結をはかつたとき、この惣年寄も封建支配権力の末端に位したものであるから、封建権力の浸透となり、寺内町の性格も消えた。

豊臣政権では、発達しくる都市に対しても、これを抑圧するようなことはなかつた。むしろ都市の発展は助長した。しかし、その支配権力が随順するものに限られた。しかもその把握を急速にするため、その在地勢力も利用したし、旧来の特権はこれを認めた。恩威ならび行なうというものであつた。これには、在地勢力である都市貴族や旧土豪の政治経済力をまずたのみにした感がある。奈良のようにに郡山城下町築策策のためにその商工業の弾圧が加えられたし、大阪築城によつて堺も若干の弾圧をこうむつたことと思われるが、いずれも一部の業種か一時的のものであるし、むしろその支配のて

つていをはかるための威圧と解してよい。都市に対する秀吉政権の依存度は高いのであり、その支配に服する限り優遇も講じている。

信長政権においてはなお対抗勢力が存在したので、都市の内部分裂もあるし、敵対行動も生ずるといっておそれがあり、その支配権力の浸透のためには、強圧も行わねばならなかつたが、秀吉政権ではそのおそれがない。在地勢力も惣町民もこれに帰伏してしまつてゐる、という相異があつた。もちろんその帰伏も、秀吉権力の上昇と安定にもとづくものであつた。

秀吉政権の全国統一政権化の確立したとき、安定政権として都市政策にも若干の変化が見られた。都市貴族を代官として（のちに武土となる）これを委ねたり、都市の惣町活動の發達をはかつたようである。もちろん惣町の忠誠に対する反対給付であつたし、支配組織の枠内においてであつた。京都所司代前田玄以が地子収納にあつて益目の不正を惣中より訴えられたり、奈良代官井上源五が私曲を惣中より上訴されたことなどは、惣町の發達として注目される。これらの上訴は貫徹するが、その團結に対する支配の強化があつたと見なければならぬ。しかし、秀吉政権もなお戦時政権からの完全な脱皮ははかれず、旧勢力の一掃といふところまでは進んでいないし、暫定という感がある。検地の施行にさいしても、都市と農村とを土地的に分離するまでには至らない。町方と地方との分離は後世においてで

ある。都市構造では、なお商農の分離はない。自然發達のままにこれを握つたのである。これについては、前掲の今井宗久書状にも、堺南庄の庄代その他の農村的要素の残存が示されているが、これはなお続いた。

堺之庄屋如前被申付候、聊疎略存間敷候、五百石分之内式拾五石者、但出来也、是を免不引定物成也、自然於無沙汰者、可為曲事也、

十月十八日 （木下）
勝俊（花押）

堺錦町

二郎兵衛

（錦町山口進氏所藏）

これは徳川時代、大阪役前後のものであろうし、農村優先策への転換期にあつた時代のものとなるが、なお町方地方の未分化を示すものである。

① 「今井町史」。この部分は拙稿を収めた。

② 福尾猛市郎「封建再編成期における集落自治の様相とその変貌について」主として和泉貝塚寺内をめぐる考察」（史学研究五八）。

五 む す び

織豊政権は、全国統一政権出現による平和到来を要望する風潮に迎えられるて發展したものであり、精神的文化的權威に化したとはい

え、皇室を奉戴したことがその成功をもたらしたということができ
る。もちろんその武力の優勢は、それへの信頼感を増さしめたもの
であり、都市についていえば、都市貴族といふ物中といい、これへ
進んで従属するものであつた。信長の入京後しばらくは、反抗勢力
があつたために反抗あるいは中立的態度をとつたものもあるが、信
長政権の成長につれてそれも消えたとし、秀吉政権に至つては、その
全国平定を庶幾するばかりとなつた。畿内における生産の発達も著

るしく、商品經濟の發達は都市を發展せしめた。畿内の經濟力は織
豊政権の戰爭遂行に十分な實力となつたし、「都」の文化力も戦力
として作用した。もちろん戰爭遂行に忙殺されたとはいえるが、進
んでその支配に服してくる都市などの新処置を考える必要はなかつ
た。これが支配組織の確立をはかるだけで十分であるし、これに對
する抵抗もない。都市領主などは弾圧された感はあるが、これもす
でにその支配權力は及ばなくなつていたので、さほど反抗する
ものではなかつた。これらの点は、旧秩序の温存だし、旧勢力との
妥協と考えられやすいが、その旧秩序も進化するし、旧勢力も支配
組織に入るのだから、これを排除する要もなく、これを利用したも
のである。住民の物的団結にしても、自衛のためのものであり、都
市ではむしろ強力な政権の出現を望んでいたし、進んだところで
その団結も弱まつていた。農村の未分離や都市貴族などの輩出が団

結を弱めたものといえよう。強力な權力を示せば、この従属は必至
であつた。權力に迎合せざるを得ないことが都市の宿命であつた。
織豊政権がいちようにこれを弾圧したとはいへない。ともかく、
兩政権では都市の發達をうながし、これが利用をはかることを急務
とした。秀吉政権が安定政権化するに及んで、兵商の分離をはかつ
たり、惣の健全な發展さえもはかつている。やがて農商の分離へと
進むが、豊臣政権ではなおその徹底はない。

織豊政権下の都市を見ると、その封建支配に多分に都市側より
迎合した感がある。かくいえば、織豊政権を過小評価するおそれ
があるが、その權力の強大なるがゆえに都市把握ができたのである。
その權力構造には文化力をも多分に包含したし、公家の傳統的權威
を背景としていた。もとよりこれらは利用である。戦国時代に新興
の地方大小名や町人たちが「都」の文化を仰ぎ、その普及のあつた
時期にその政権の出現があつたという時運にも恵まれた。それゆえ
に桃山文化の興隆は必至であつたし、ここにも都市を把握できる要
素があつた。もちろんこの文化にも、伝統文化のとうしゆうという
感があるが、そこに新文化の創造ともいえる面が加わる。全国統一
政権下の文化發展であつた。同じく、都市においても、この統一政
権下に把握されることであり、それは封建都市化への進展を速めた
という程度の評価が与えられるものである。

The *Hokke* (法華) Faith of *Machisyû* (町衆) early in the *Edo* Era

by

Manabu Fujii

This article explains (1) the faith form of the *Hokke* (法華) faith of Kyoto *Machisyû* (町衆) early in the *Edo* era, (2) how their faith connects with their lives and senses; as examples for this we take the *Hon-amis* (本阿弥), *Kanos* (狩野), *Gotôs* (後藤), *Ogatas* (尾形) *Chayas* (茶屋), *Sanos* (佐野) and so on, who are the typical upper *Machisyû* in Kyoto, relatives with each other under the influence of sectarian regulation, and their families have faith in *Hokke*. The *Hokke* temples existed as a spiritual support of their “*Sôzoku*” (惣族) solidarity, stood for the pattern of real life, understood logically its doctrine and sent higher priests within their families; while *Machisyû* engaged in enlightening.

Takagamine (鷹峰) in northern Kyoto ruled and managed by the *Hon-amis* (本阿弥) was the concourse of artists and *Hokke* devotees, meaning *Jakkôdo* (寂光土) (paradise in this world) and connoting the character of anti-Shogunate, culminated in dissolving into the *Edo* era because of the social and economic conditions under which it existed and change in the *Hokke* creed.

The *Oda-Toyotomi*'s (織・豊) Rule of Cities

by

Fukutaro Nagashima

It is difficult for us to understand our Japanese cities, for they have very much of rural element. “*Sô*” (惣) as a autonomous community of inhabitants became “*Sô*” (惣) towns under the influence of common sense and objective in cities, though their contents are considerably complex. Such “*Sô*” (惣), under the light of feudal authority, did not unanimously resist it, but took a complicated reac-

tion, resulted in feudalization of “*Sō*” and purification of cities. As its process, however, has not fully been cleared for lack of its original sources, in present conditions it is difficult to clearly understand the purification of cities by the *Oda-Toyotomi* (織・豊) administration.

In this article such difficulties are to be overcome by using some new sources in studying cities in the era as an epoch of feudal cities.

Development Form of the Castle-towns' plan in the *Edo* Era—An Introduction

by

Kazuhiko Yamori

It is true that studies on the castle-town have been said to be in the stage beyond “morphology”, but its systematic research seems to remain unaccomplished; for instance, to trace back the lineage of the castle-towns' plans is at the very beginning.

In this article, we will set five styles in the castle-towns' plans in the *Edo* era to consider the series of their development. To make our point of argument simple, in the first chapter is “hypothesis” as an outline for the time being; in the second chapter it will be exemplified.

On the Social Organization of the Temple in the City-state of *Lagash* in Sumer

—around the problem of the allotment-holders—

by

Shigeru Yamamoto

Economy of the Sumerian temples has a large extent of influence upon the economic growth of ancient western Asia. Manysided details of the temple economy is to be found only in those records of the Bau temple, through the analysis of which we are going to approach to societies in the western Asia, owing to the fundamental monographs by A. Schneider and P. Anton Deimel.